

広島県告示第三百三十三号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、広島県立大野寮の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十年三月三十一日

広島県知事 藤田雄山

指定を受けた者		指定年月日	管理の期間
名称及び 代表者氏名	主たる事務所の 所在地	平成二〇年三月二十八日	平成二〇年四月一日～ 平成二三年三月三十一日
社会福祉法人三篠会 理事長 酒井 慈玄	広島市安佐北区白木町 大字井原四四八七番地		